

地理情報システム再構築事業に係る
公募型プロポーザル募集要項

令和6年4月

姫路市

1 募集の概要

本市は、現在、庁内用地理情報システム（以下「庁内用GIS」という。）及び公開用地理情報システム（以下「公開用GIS」という。）を運用しているが、これらが相互に異なるシステムであることから、データの重複管理を余儀なくされており、また、両システム間の円滑なデータ連携にも支障するなど運用上の課題を抱えている。については、これらの諸課題を解決し、運用の効率化を図るため、両システムを一体的に再構築するもの。

2 参加資格

参加表明をする者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる要件（以下「参加資格要件」という。）を全て満たしていなければならない。

なお、単独で事業の実施が困難な場合は業務の一部について、書面により本市の承諾を得たときは、再委託を行うことができる。再委託を行う場合は参加表明時に再委託先について記載を行うこと。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しないこと。
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者に該当しないこと。
- (3) 競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号。以下「告示第408号」という。）第5項の規定により業者登録名簿（以下「業者登録名簿」という。）に登録され、かつ、役務提供の業種のうち業種「コンピュータ・情報処理関連業務」の詳細業種「システム開発・運用」について競争入札に参加する資格を有していること。
- (4) 姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない法人であること。
- (5) 公告の日から参加表明受付期間の最終日までの間において、次の全てに該当すること。
 - ア 姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。
 - イ 指名停止等措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当しないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (8) 他の参加表明者との間に次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。
 - ア 資本関係
次のいずれかに該当する2者の場合をいう。
 - (ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会

社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他適正な業者選定手続が阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 組合とその組合員

(イ) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係である場合

(9) 平成31年4月1日以後に完了した、若しくは公告日時点において1年以上履行を継続している国又は地方公共団体が発注した庁内用GIS及び公開用GISそれぞれに係る導入又は再構築の履行実績を元請として有すること。

3 プロポーザルに関する担当部局等

(1) 担当部局

姫路市デジタル戦略本部デジタル戦略室内部情報システム担当（以下「デジタル戦略室」という。）

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

電話 (079) 221-2163

FAX (079) 221-2161

電子メール jouhou-suishin@city.himeji.lg.jp

(2) 契約条項を示す期間及び場所

契約条項を示す期間	令和6年(2024年)4月10日から 令和6年(2024年)7月1日まで 本市の休日（姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日をいう。以下同じ。）を除く。
閲覧の場所	デジタル戦略室 （参加表明者は、必要に応じて姫路市ホームページに掲載する地理情報システム再構築業務委託契約約款（案）及び地理情報システムサービス利用契約約款（案）を閲覧し、確認すること。 (https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000027084.html)）

4 プロポーザル実施に係るスケジュール

項番	項目	日時
1	公告及び要求水準書等の公表	令和6年4月10日
2	参加表明手続の提出書類の受付開始	4月17日 午前 9時
3	参加表明手続の提出書類の受付締切	4月22日 午後 4時
4	参加資格確認結果の通知 プロポーザルに関する質問受付開始	4月23日
5	プロポーザルに関する質問受付期限	4月26日 午後 4時

6	プロポーザルに関する質問への回答	5月 7日	午前 10時
7	提案資料の受付開始	5月 13日	午前 9時
8	提案資料の受付締切	5月 15日	午後 4時
9	提案資料に関するヒアリング期間	第1回：5月 21日 ～ 22日	午前 9時 午後 5時
		第2回：5月 27日 ～ 28日	午前 9時 午後 5時
10	デモンストレーション実施	5月 30日	予定
11	契約候補者特定通知予定	6月 3日	予定
12	契約締結予定及び審査結果の公表予定	7月 1日	予定

5 参加表明手続及び参加資格の確認

(1) 参加表明者は、次の方法により参加表明手続を行い、第2項に規定する参加資格の有無について確認を受けなければならない。

ア 提出書類

(ア) 参加表明書（様式1）

※ 再委託先がある場合は漏れなく記載すること。

(イ) 業務実績調書（様式2）

(ウ) 姫路市税の納税証明書（一般競争入札参加用）（公告日以後に発行されたもの（原本）、市税の納税義務がある場合に限る。）

(エ) 国税の納税証明書（税務署様式その3の3）（公告日以後に発行されたもの（原本））

(オ) 関連企業申告書（様式3）

イ 提出部数

1部

ウ 参加表明手続に必要な書類を示す期間及び場所

参加表明書等配布期間	令和6年(2024年)4月10日から 令和6年(2024年)4月22日まで 本市の休日を除く。
閲覧の場所	デジタル戦略室 (参加表明者は、姫路市ホームページに掲載する参加表明手続及び提案手続きに必要な様式等を、必要に応じてダウンロードし、使用すること。 (https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000027084.html))

エ 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、書留郵便等配達記録の確認ができるものによること。

オ 提出場所

デジタル戦略室

カ 提出期間（参加表明受付期間）

令和6年4月17日午前9時から同月22日午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（受付期間最終日を除く。）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(2) 参加資格の確認結果

ア 参加資格の確認結果は、令和6年4月23日までに参加資格確認通知書を電子メールで送付することで通知する。

イ 参加資格がないと認められた者には、参加資格確認通知書にその理由を記載する。

ウ 参加資格がないと認められた者は、市に対して参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができる。その場合は、令和6年4月26日正午までに、参加資格がないと認められたことに対する説明請求を書面（様式は任意）によりデジタル戦略室に提出すること。市は、期日までに当該請求があった場合は、請求者に対し速やかに回答する。

(3) 参加表明手続きに係る留意事項

ア 提出する書類の作成に係る費用は、参加表明者の負担とする。

イ 提出された書類は、一切返却しない。

6 プロポーザルに関する質疑について

(1) 前項の規定により参加表明手続きを行い、参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）に限り、次の方法によりこのプロポーザルに関する質問をすることができる。

ア 提出書類

質疑書（様式4）

イ 提出方法

質疑書に質問事項の他必要事項を入力し、電子ファイルの名前を参加者の商号又は名称に変更の上、当該電子ファイルを次の「ウ 提出場所（送信先アドレス）」宛てに電子メールで送信すること。（ファイル形式はMicrosoft Excelとする。）

ウ 提出場所（送信先アドレス）

jouhou-suishin@city.himeji.lg.jp

エ 提出期限

令和6年4月26日午後4時まで

(2) 質問に対する回答は、次により行う。

ア 回答開始日時

令和6年5月7日午前10時から

イ 回答方法

回答は、質問者を特定できない形で姫路市ホームページに掲載する。

(3) その他

ア 質問及び質問に対する回答は、姫路市ホームページに掲載する要求水準書の追加又は修正事項とする。

イ 本プロポーザルに当たっては、質問期間を設けており、参加者は、プロポーザル実施後において、配布資料の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

ウ 質問が第9項に定める提案資料の評価に関する内容である場合は、回答をしないことがある。また、質問の内容に参加者を特定できる記載があるときは、回答をし

ない。

エ 質問者名は公表しない。

7 提案資料提出手続

参加者は、次の方法により提案資料を提出しなければならない。

(1) 提案資料

姫路市ホームページに掲載する「地理情報システム再構築事業に係る提案資料」の第1項、提案資料一覧（以下「提案資料一覧」という。）に掲げる書類一式について、原本及び写しを紙媒体で提出すること。併せて、原本を記録した電子媒体（CD-R又はDVD-R）を提出すること。

(2) 提出方法

持参又は郵送とする。なお、郵送の場合は、書留郵便等配達記録の確認ができるものによること。

(3) 提出部数

提案資料一覧に記載する提出部数のとおり。

(4) 提出場所

デジタル戦略室

(5) 提出期間（提案受付期間）

令和6年5月13日午前9時から同月15日午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（提出期限最終日を除く）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(6) その他

ア 写しには、提案資料を提出した参加者（以下「提案者」という。）が特定できるような表示及び記載等は一切認めない。提案者（再委託先を含む。）が特定できるような表示及び記載箇所は、当該箇所を参加資格確認通知書に記載した文字列で代替すること。提案者が特定できるような記載がある場合は、失格となることがある。

イ 提案者につき提案資料の提出は、1件とする。

ウ 提案資料の作成に当たっては、要求水準書及び要求水準回答書の内容を確認し、これらに基づき作成すること。

エ 提案資料の提出後において、資料の差替えは認めない。

オ 提案資料の作成に係る費用は、提案者の負担とする。

カ 提出された提案資料は、一切返却しない。

キ 提出された提案資料は、本業務の契約候補者の特定の過程で必要に応じて複製する場合がある。

ク 提出された提案資料は、本業務以外の目的で使用しない。

8 デモンストレーションの実施

提案者は、次の要領でデモンストレーションを実施しなければならない。

(1) 実施日時及び実施場所

令和6年5月30日にオンライン会議方式により実施することを予定しているが、実施時刻については別途、電子メールにより通知する。なお、電子メールの送信については、本市から本件の窓口担当者へ電話連絡を行う。また、デモンストレーションの実施に当たっては、Zoom、Cisco Webex又はMicrosoft Teamsのいずれかによるものとし、実施に必要なURL等については、参加者が令和6年5月28日午後4時までに本市に電子メールにより通知するものとする。その際には、本件の窓口担当者からデジタル戦略室へ電話連絡すること。

(2) デモンストレーション時間

デモンストレーションの時間は、原則、計20分以内とする。なお、デモンストレーション終了後、地理情報システム再構築事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員から質問する場合がありますので、参加者はこれに応じること。

(3) 説明内容及び説明方法

提案者は、デモンストレーションを行うにあたり、以下の順に選定委員会の委員に対してシステム画面上で説明すること。なお、デモンストレーションは庁内用GISにログインした状態から開始することとし、デモンストレーション中は提案者が特定できるような発言及び記載があっても差し支えないものとする。

ア 庁内用GISを起動した状態から地図を表示する。

イ 庁内用GISで新規レイヤを作成し、図形の登録と属性登録を行う。

ウ 庁内用GISでレイヤを保存する。

エ 庁内用GISでレイヤを他のユーザに共有する。

オ 庁内用GISから公開用GISにデータを公開する。

カ 公開用GISでの利用者からの見え方を説明する。

(4) その他留意事項

デモンストレーションではシステムを利用した画面操作のみを行うこととし、別途資料を用いた説明は認めず、また、録画は禁止とする。

9 提案資料の審査及び契約候補者の特定

(1) 審査及び契約候補者の特定方法

ア 審査は、提案資料及びデモンストレーションの内容を次号に基づき評価し、提案者毎に総合評価点を算出する方法による。

イ 提案に関する評価は、選定委員会において実施する。

ウ 審査の過程において、提案資料に関する疑問点や確認事項について、本市から参加者に対して電子メールにより、2度、ヒアリングを実施する場合がある。第1回ヒアリングについては、令和6年5月21日午前9時に本市から電子メールを送信するので、参加者は令和6年5月22日午後5時までに電子メールによって本市へ回答するものとする。第2回ヒアリングについては、令和6年5月27日午前9時に本市から電子メールを送信するので、参加者は令和6年5月28日午後5時までに電子メールによって本市へ回答するものとする。

なお、電子メールの送信については、本市から本件の窓口担当者へ電話連絡を行

う。また、参加者から本市へ回答する場合も、本件の窓口担当者からデジタル戦略室へ電話連絡すること。

エ 審査の結果、総合評価点の最も高い提案者を契約候補者とする。

オ 契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上ある場合は、それらの者のうち、提案等に関する評価点の最も高い者を契約候補者とする。提案等に関する評価点の最も高い者がなお2者以上ある場合は、デモンストレーションに関する評価点の最も高い者を契約候補者とする。デモンストレーションに関する評価点の最も高い者がなお2者以上ある場合は、事業費（受託希望金額）の最も低い者を契約候補者とする。事業費（受託希望金額）の最も低い者がなお2者以上ある場合は、それらの者の中から、くじにより契約候補者を特定する。

(2) 評価項目及び評価基準

ア 提案等に関する評価

評価項目		評価基準	配点	合計
業務 経歴	業務経歴評価書（様式6）	平成31年4月1日以後に完了した、若しくは公告日時点において1年以上履行を継続している、国又は地方公共団体が発注した庁内用GIS及び公開用GISに係る一体的な導入又は再構築の履行実績を元請として有すること。	25点	50点
		上記実績について、国又は都道府県、政令指定都市、中核市若しくは特別区での履行実績があるか。	25点	
要求 水準	要求水準回答書（様式8-1及び様式8-2）	<p>・ 「要求水準回答書」において、「区分」欄が「任意」に指定されている項目に関し、「適合状況」欄又は「対応可否」欄の回答が「○」の場合は6点、「△」の場合は3点、「×」の場合0点として評価する。なお、「区分」欄が「必須」に指定されている項目に「×」と回答している場合は失格とする。</p> <p><u>注1 「適合状況」欄又は「対応可否」欄に「△」と回答された場合であっても、提案書に記載された回答等を考慮した上で、本市が想定する基準を満たしていないと判断する場合は、「×」と回答したものとみなす。</u></p> <p>注2 「提案書記載事項」欄に記載のある項目については、その内容を提案書に記載すること。</p>	150点	
提案 書※	① 業務実施体制等について（任意様式。以下②から⑥において同じ。）	<p>要求水準書を踏まえた上で、効果的な人員配置体制となっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 再構築及びサービス利用それぞれに関して体制が十分整備されているか。 各人員について、その役割や経歴が明記されているか。 庁内用GIS及び公開用GISに係る一体的な再構築又は導入に携わったことがある人員が配置されているか。 要求水準書を踏まえた上で、適切な工程表が作成されているか。 <p>等</p>	5点× 選定委員 6名	450点

② ユーザ管理について	<ul style="list-style-type: none"> 要求水準書を踏まえた上で、ユーザ管理について、権限設定や所属管理が効率よく行えるか。 提案するシステムにおける兼務の考え方（1ユーザに複数のグループを設定できるか、兼務の組み合わせごとに専用のグループを作成する必要があるか等）について、管理・設定が効率よく行える仕組みとなっているか。 ユーザ側で、本務所属グループ、兼務所属グループの設定をCSV形式等のデータにより一括更新（登録・変更・削除）できるか。等 	15点× 選定委員 6名
③ データの移行について	要求水準書を踏まえた上で、データの移行に関し、十分な対応がとられているか。	10点× 選定委員 6名
④ データの連携について	要求水準書を踏まえた上で、データの連携に関し、簡単な操作で効率よく連携できる仕様になっているか。	15点× 選定委員 6名
⑤ サービスの利用について	要求水準書を踏まえた上で、サービスの利用に関し、十分な内容となっているか。	25点× 選定委員 6名
⑥ その他追加提案について	要求水準回答書及び提案資料①から⑤で記載した内容以外で記載されたその他追加提案は実用的か。	5点×選 定委員6 名
合計		650点

※ 提案書については、下表のとおり5段階評価にて項目ごとに評価点を算出する。

評価	判断基準	得点化方法
A	当該項目に関して特に優れている	各項目の配点×1.00
B	AとCの中間程度	各項目の配点×0.75
C	当該項目に関して優れている	各項目の配点×0.50
D	CとEの中間程度	各項目の配点×0.25
E	要求水準を満たしている程度	各項目の配点×0.00

イ 事業費（受託希望金額）に関する評価

提案資料一覧の様式7「地理情報システム再構築事業に係る事業費（受託希望金額）」に記載された受託希望金額を対象として、次の方法により評価点を算出する。

配点は50点とし、以下の算定式により算出する。なお、小数点以下第3位は切り捨てるものとする。

$$\text{価格評価点} = (1 - \text{受託希望金額 (全体費用)} \div \text{提案上限金額 (総事業費)}) \times 50 \text{点}$$

ウ デモンストレーションに関する評価

評価項目	配点
庁内用GISにおける視認性・操作性について <ul style="list-style-type: none"> アイコン等の視認性が高いか。 レイヤ管理（新規作成・編集・共有）が容易か。 概ね3クリック以内に目的の操作に到達するか。 作業途中のデータは自動保存されるか。 	20点 × 選定委員6名

庁内用GIS及び公開用GISのデータ連携について ・ 庁内用GISから公開用GISへのアップロード及び公開用GISにおけるデータ連携に係る処理は容易か。	15点 × 選定委員6名
公開用GISについて ・ 利用者の視点から、アイコン等の視認性が高いか。 ・ 利用者の視点から、地図表示や画面遷移は滑らかに動くか。	15点 × 選定委員6名
合計	300点

デモンストレーションについては、下表のとおり5段階評価にて項目ごとに評価点を算出する。

評価	判断基準	得点化方法
A	当該項目に関して特に優れている	各項目の配点×1.00
B	AとCの中間程度	各項目の配点×0.75
C	当該項目に関して優れている	各項目の配点×0.50
D	CとEの中間程度	各項目の配点×0.25
E	要求水準を満たしている程度	各項目の配点×0.00

エ 総合評価点

提案等に関する評価点（選定委員6名の合計650点満点）、事業費（受託希望金額）に関する評価点（50点満点）及びデモンストレーションに関する評価点（選定委員6名の合計300点満点）の合計により算出する。（満点1,000点）

(3) その他

ア 提案者が1者の場合でも、提案資料の審査を実施する。

イ 提出された提案資料を審査した結果、いずれの提案も要求水準書で示した要求水準等を満たしていないと判断した場合は、契約候補者の特定を行わないことがある。

ウ 審査の経過に対する問合せには、応じない。

エ 契約候補者の特定を令和6年6月3日に行う。特定された契約候補者への連絡は、書面又は電話連絡により通知するものとする。また、契約候補者とならなかった提案者については、その旨を別途書面で通知する。

オ 特定された契約候補者は、令和6年6月14日午後4時までに、本件業務の見積書をデジタル戦略室に提出すること。

カ 契約相手方名、契約予定日、契約金額及び審査結果については、令和6年7月1日を目途に姫路市ホームページに掲載する。

キ 審査の経緯については、一切公表しない。また、審査結果に対する異議申立ては一切受け付けない。

10 契約の方法

(1) 契約候補者と契約締結に係る交渉を行い、契約を締結する予定である。同契約の様子は、要求水準書及び提案資料を基に作成する予定であるが、提案内容に基づき交渉した結果、仕様について変更を行うことがある。その際は、提案時の見積額から契約額が変更となる場合がある。

(2) 提案書は、契約書の一部とする。

(3) 契約候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、合意に至るまで

次順位の者を繰り上げて、その者を契約候補者として契約の締結交渉を行う。この場合において、次順位以降に契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、前項第1号オと同様の方法により契約候補者を特定する。

- (4) 契約候補者特定後、契約締結までの間に契約候補者が入札参加資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約候補者の特定を無効とし、契約を締結しないことがある。
- (5) 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第29条の規定を適用する。

1.1 プロポーザルの中止

- (1) 本市は、参加者が相通じ、又は不穏な行動をなす場合において、プロポーザルを公正に実施することができないと認められるときは、プロポーザルの実施を延期し、又はプロポーザルの実施を取り止めることがある。
- (2) 本市は、プロポーザル前において、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、プロポーザルの実施を延期し、又は取り止めることができる。
- (3) 前2号の場合における損害は、参加表明者の負担とする。

1.2 参加の辞退に関する事項

- (1) 参加表明者は、第9項第1号オの規定により行うくじの対象者に該当する場合を除き、契約候補者が特定されるまでの間は、いつでも参加を辞退することができる。
- (2) 参加を辞退する場合は、辞退届を書面（様式は任意）によりデジタル戦略室に持参又は郵送（書留郵便等、配達記録が確認できるものに限る。）で提出すること。
なお、辞退届を提出した後は、辞退届を撤回することはできない。

1.3 失格に関する事項

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 第2項に規定する参加資格を満たしていない者
- (2) 提案資料を提出期限までに提出しなかった者
- (3) 提案資料に故意に虚偽の記載をした者
- (4) 提案手続において姫路市公告第136号第1項第5号ア及びイに定める提案上限金額を超える金額を請負希望金額として提案した者又は0円以下の金額を請負金額として提案した者
- (5) 要求水準書に重大な違反のある提案をした者
- (6) その他このプロポーザルの条件に違反した者

1.4 著作権等

- (1) 提案資料の著作権は、提案者に帰属する。ただし、このプロポーザルに関する公表その他本市が必要と認めるときには、本市は提案資料の全部又は一部を提案者の承諾を得ずは無償で使用できるものとする。
- (2) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている方法等を提案に使用した結果生じた

責任は、原則として提案者が負うものとする。

15 プロポーザルの参加に要する費用負担

提案資料の作成等、このプロポーザルの参加に要する費用は、参加表明者の負担とする。

16 その他

- (1) 契約候補者が正当な理由なく契約の締結を辞退した場合は、指名停止を行うことがある。
- (2) 契約候補者が契約締結までの間に、このプロポーザルの参加資格要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。
- (3) 契約候補者は、契約締結までに暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する誓約書を提出しなければならない。
- (4) 参加表明手続及び提案手続等で提出した書類に故意に虚偽の記載をした場合は、指名停止を行うことがある。